

情報公開をめぐる市民討論会記録（その4）

—その概要と早期立法化に向けての戦略— <会報8月号（3）からの続き>

3月23日の市民討論会記録 平成維新神奈川 大田山 中島

質疑応答および意見交換（2）

外交・安全保障も一定の期間過ぎれば公開？

【Q7】外交・安全保障に関わるような問題で非公開とすべきような事項であっても、米国のように一定の期限を過ぎれば公開するというやり方をなぜ採らないのか不思議なんですがこの点についてはいかがお考えでしょうか。

【奥津氏】いわゆる時限秘の問題については少しややこしいのですが、例えば米国では大統領令によって厳格な秘密指定手続きが個別にされています。秘密指定手続きがあるから逆に公開も可能になるというわけです。我々や学者や弁護士の議論でも、わが国の情報公開法の中にも「一定の事項については時期が来たら公開する」という規定を盛り込むべきという意見もあったが、ただ何を秘密指定にするかといった議論をしていると、それにとらわれて情報公開法全体の議論が先送りにされていく危険性がある。従って、我々はあえてこれには踏み込まないという考えでいます。

また、情報公開法では過去の文書も公開することになっており、現時点で非公開となる文書であっても50年後にも非公開になるかというところではなくて、秘密性も時間の経過とともに当然変わっていくはずだ。従って、過去の文書についてそれを保管する公文書館の機能拡充を図っていくこと、および公文書館が保管する文書については別の公開基準を設定することなどが必要と考えられる。これは大切な議論だが、情報公開法自体の議論とは切り離して別途考えていく必要があるだろう。たとえば、神奈川県では公文書館をつくっており、各部署の担当者が過去の文書として廃棄していた文書についても、公文書館が判断して保存している。

官僚に責任をとらせられないか？

【Q8】民間企業は赤字になれば自動的に経営者の首がかかってくるわけでそれが活力の源になっているのだが、国会議員でさえ行政情報から閉ざされているという状況ならば、いっそ官僚に首をかけさせて責任をとらせるというような仕組みをつくれぬのだろうか。

【枝野氏】情報公開の次のステップとしては官僚制度の改革が必要だと考えるが、現状では大臣といえども官僚を首にすることは簡単にはできない仕組みになっている。竹村大蔵大臣が、問題を起こした元主計局長などを首にしなかったことに対してかなり批判をうけたが、さきがけ内部でも国家公務員法を適用して処分できるか検討したところ、その結論は首にすることは政治的には可能だが、その処分に対して裁判を起こされると負けるだろうということであった。今の制度では政治家はその程度しか官僚の任免権を持っていない。また首を切ったとしても、現時点では官僚の天下り人事は官僚側が握っているものであまり実効性がない。

行政改革に抵抗する族議員や官僚の公開は？

【Q9】情報公開の手始めとして、行政改革のネックとなっている族議員の具体的な氏名、あるいは官僚なども含めて誰が行政改革に抵抗しているのかといった情報の公開をできないか？

【枝野氏】族議員か否かの線引きを個々に行うのは難しい。族議員はある時農業族で、あるときは新幹線族であったりする。改革を妨げている特定の個人名をこちらが言ったとしても、マスメディアも発表してはくれない。それでもやろうとすると、一種の個人攻撃になってしまって、選挙目的と混同される恐れがある。

従って、政治家サイドからよりもむしろ市民運動をやっている方々でチェックし判断していただくのではないかな。その際には、客観的な情報を出すしかないのではないかな。例えば毎日新聞がかつて、自民党の族議員の典型的な出世コース、すなわち、各行政分野の政務次官、委員長、部会長、大臣というルートの中で2つ以上のポストを歴任した人をあげる、ということをやっていたのでこのような情報が参考になるのではないかな。

また、政治家へのアンケートをマスコミでどんどんやっていただいて議員の個人名が出る結果を発表していただくと、私としてはむしろ望ましい。このような情報が世の中に出るように我々も努力するし、また皆さんもこのような情報の公開をいろんな方面で要望して、どんどん声をあげていただきたい。

【奥津氏】今年、東京都議会選挙がありますが、都